

## 第4回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成29年10月2日(月) 13:30~15:30
会 場	芦屋市役所東館3階大会議室
出席者	委員長 陳 礼美 委員 宮崎 睦雄, 岩本 仁紀子, 加納 多恵子, 小林 浩司 佐野 武, 針山 大輔, 柴沼 元, 原 秀敏, 江尻 真由美, 恩田 泰子, 横山 宗助, 寺本 慎児 アドバイザー代理 石塚 和弘 欠席委員 寺本 慎児 事務局 高齢介護課 篠原 隆志, 小林 明子, 山本 直樹, 松本 匡史, 井村 元泰, 大西 貴和 地域福祉課 細井 洋海, 鳥越 雅也, 浅野 理恵子 (株)関西計画技術研究所 上野 泉
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

### 1 議 題

- (1) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の主な進捗状況について
- (2) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21【第1章~第4章】(素案)について

### 2 資 料

- (1) 事前配布資料
  - ・【資料1】 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の主な進捗状況
  - ・【資料2】 第8次芦屋すこやか長寿プラン21【第1章~第3章】(素案)
  
- (2) 当日配布資料
  - ・【資料3-1】 第8次芦屋すこやか長寿プラン21【第4章】(素案)
  - ・【資料3-2】 施策の体系
  - ・【資料4】 計画策定スケジュール
  - ・【資料5】 芦屋すこやか長寿プラン21見直しのためのアンケート調査報告書
  - ・意見FAX様式(芦屋すこやか長寿プラン21(素案)に対する意見)

### 3 開会

〈陳委員長 あいさつ〉  
 〈委員会成立状況〉

### 4 議事

(陳委員長)

それでは、議事1の「第7次芦屋すこやか長寿プラン21の主な進捗状況」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局 小林)

事前配布【資料1】「第7次芦屋すこやか長寿プラン21の主な進捗状況」について説明。  
(陳委員長)

前回の委員会で委員の方から、現計画の進捗状況を知りたいということで事務局に資料を作成していただいたのですが、年2回評価委員会を開催し、計画の進捗状況を確認しているようで、これは評価委員会資料の一部抜粋ということです。事務局の説明に対して、ご質問などございますか。

(加納委員)

1ページの1-3の「地域発進型ネットワークの充実」の進捗状況の欄に、緊急・災害時要援護者台帳の活用について、記載されていますが、この中に社会福祉協議会という名前が記載されていません。民生・児童委員協議会を記載するのであれば、福祉推進委員という名前も記載する必要があります。民生・児童委員協議会だけではなく、地域では福祉推進委員の活動は民生委員・児童委員と同じ位置付けにしております。人数も民生委員・児童委員の倍いらっしゃいますので、地域福祉の担い手としては大事な存在になってきます。社会福祉協議会という言葉もなく、福祉推進委員も抜けているのはどういう意味なのでしょう。

(事務局 篠原)

緊急・災害時要援護者台帳につきましては、事務局として関わっていただいておりますので記載がないのですが、今回の計画も含めて福祉推進委員さんには非常にご協力いただくこととなりますし、事務局として社会福祉協議会にも常日頃から、関わっていただいておりますので、きっちりと加筆して計画の中に入れ込んでいきたいと思っております。

(加納委員)

記載がなかったら、福祉推進委員にしてみれば、意欲というか意識の問題が随分違うと思います。社会福祉協議会か、福祉推進委員かどちらか入れていただきたいです。検討しましたと言っても、職員間の代表だけが話し合っているだけで、地域の担い手が入っていないところで検討されているような気がします。

これからは、地域で担い手として活動する自治会にしろ、職員だけで話し合うのではなく、地域の代表者として意見が言える方に入っていたかかないと、活動が展開していかないと思います。第8次では、そういうところをわかりやすく強調していただきたいと思っております。

(柴沼委員)

「自主的な活動の促進」の中に、「老人クラブ会員増強運動の実施」と書いてあるのですが、老人クラブとしては、東北震災復興のためにボランティアでいろいろ資金を送っています。

これはいろんなものを出して頂いて、それを売って向こうに送っているわけです。そういう運動をしています、資料には記載がないのです。

(事務局 篠原)

老人クラブとして、例えば、はびねすカード事業や、地域貢献や健康づくりの取り組みなどについて、計画には細かく記載している状況です。一言で書いてしまっていて申し訳ないのですが、この資料ではまとめという形になっています。

(陳委員長)

現行計画の進捗状況という形で審議するものを簡単に説明していただいたのですが、評価委員会の資料は芦屋市のホームページに載っているそうです。もっと詳しく知りたい場合は、ホームページをご覧くださいと思います。

では議事(2)第8次芦屋すこやか長寿プラン21【第1章～第4章】(素案)について事務局より説明をお願いします。

(事務局 篠原)

事前配布【資料2】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21【第1章～第3章】(素案)」につ

いて説明。

(陳委員長)

只今の事務局からの説明について何か質問はございますか。

(恩田委員)

言葉で分からないところがあるのですが、90 ページの基本目標 3 の、下から 3 行目「利用者の状態像」が分からないのですが。

(事務局 篠原)

お元気な高齢者の方は介護予防センターに行ったり、地域の居場所やデイサービスに行って結果的に介護予防につながる活動をしていただくこともできます。一方でその方の状態によっては、介護の支援が必要な方もいらっしゃるって、そういった方については、利用者の方の身体状況や生活状況など、状態に応じて介護保険のサービスを提供します。ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの専門職がそのプランを考えます。「状態像」というのはその方のそういった生活・健康等の状態です。

(恩田委員)

「状態」だけではなく、「状態像」が知りたいです。

(原 委員)

読む人が分かるように書いて下さいということですよ。専門用語は避けてください。

(陳委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。常に分かりやすい言葉で作ってほしいですね。他に質問ありますか。

(小林委員)

背景は国が示していることの中身になりますし、基本的な計画の考え方は仕方がないと思うのですが、芦屋の計画らしさを出すとなると、せっかく実施したアンケートをどう反映するかということで、第 4 章の話になってくると思うのですが、60 ページ、61 ページのアンケートのところ、市民の皆さんが高齢者施策として、市が力を入れるべきこととあっていらっしゃるのと、第 4 章に盛り込まれる中身がどれくらい合ってくるのかということ、しっかり見たいと思っています。

61 ページは、案外私たち事業者や国が思っているような、こういったところに力を入れたらいいのではないかとすることは、さほど市民の方は思っていないのだなというのがよく分かりました。「生きがいをもてるような活動機会の拡大」や「ボランティア活動の育成・充実」「隣近所や地域の助け合い」という回答が、前回の調査より減っています。上がっているところで見ると、「高齢者を介護している家庭に対する経済的支援」や、「介護保険以外の福祉サービスの充実」などが上がっていて、結構ギャップがあるということが分かりました。

86 ページの関係団体等意向調査でも、同じ形で質問をしておけばよかったと思います。市民の皆様が思っていることと、事業者が思っていることの違いが 86 ページで比べると分かりましたので、4 章で市民の皆さんが力を入れるべきこととして、考えておられることが、どのように反映できているのか、あるいは、それは難しいということをお聞きしたいです。

(陳委員長)

ご説明は後ほど 4 章でさせていただきます。

いろんな計画との整合性をとるときのプロセスについて、簡単でいいのですが、ご説明願います。

(事務局 篠原)

総合計画では計画の中で一部目標値などを設定しております。具体的には介護予防の教室の利用者を、平成 32 年に 29,000 人を目標にするとか、シルバー人材センターの会員数を、

現在の1,092人から平成32年までには1,300人に増やすとか、そういった数値目標を掲げている部分について、実際の中身も含めて整合性をとっていきます。障害福祉分野につきましては、障がいのある人も含めた共生型サービスということで、4章に入れていきます。次回の策定委員会に障害福祉課長にも出席していただく予定にしております。私も障害福祉計画の次回の策定委員会に出席することにしていまして、障がいのある人が高齢期になってきたときに、スムーズにサービスが移行できるように、計画に落とし込んでいくなど、それぞれの計画と連携をとらないといけないところを、個別に調整する予定です。

(陳委員長)

うまく整合性を合わせないといけないというのは重要になってくると思うので、特に介護保険計画は医療と介護予防、生活支援で連携をとらないといけないと思いますので、宜しくお願いします。

では第4章について宜しくお願いします。

(事務局 篠原)

当日配布【資料3-1】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21【4章】(素案)」について説明。

第4章について担当係長から基本目標1,2と、基本目標3,4を分けて説明いたします。

当日配布資料となりましたので、ご覧いただいた内容でご意見ありましたら、先ほどのFAX用紙にご意見いただいて、最終的には10月25日の策定委員会でまとめていきたいと考えております。

(事務局 小林)

第4章(基本目標1)について説明

(事務局 井村)

第4章(基本目標2)について説明

(陳委員長)

只今の事務局の説明について何かご質問ございますか。

(恩田委員)

122ページの「高齢者バス運賃助成事業」というのが70歳以上の方のバスの運賃助成だと思うのですが、バスの本数が少なくなり不便で、JRのほうに出かけたいと思っても、なかなか出ようという気にもならないという方もいらっしゃるし、既存のバスだけではなく、コミュニティバスのような、高齢者がいきいきと気軽に出かけられるような感じというのも大事だと思います。

(事務局 篠原)

コミュニティバスにつきましては、以前から市内部で議論があったところです。実際にバスが通っていない地域、特に西山手圏域の三条町は通っておりませんので、阪急バスとの話し合いのときに、路線を増やせるかどうかお話をさせていただく一方で、コミュニティバスについては、どういうやり方がいいかは今年、公共交通の計画を策定している都市計画課でも議論が出ているところです。現在のところ取り組むという方向にはなっていないのですが、議論はしている状況です。

(恩田委員)

気軽に出かけるようにすることはすごく大事なことです。

(事務局 篠原)

市として、以前からコミュニティバスを走らせるというのは議論になっておりますので、実際高齢者の方だけの問題ではなく、地域の方の足として議論はされております。当計画で決めるわけにはいかないのですが、実際、検討している状況はありますので都市計画課に伝えていきます。

(江尻委員)

先月あじさいの会の集まりで、ご家族からお話が出たのですが、認知症の相談対応について、芦屋市は家族や本人に対して、親切ではない、優しくないと伺いました。相談内容に対して的確な答えが返ってこないとか、撥ねつけられるとか、施設によっては入所しても難しいから出てくださいと言われてたり、本人や家族にとってはとても辛いことがあったみたいで。それで神戸市に行くと、神戸市はすんなりと自分と合った所があって、相談先から体系だてて教えていただいたという話が出ました。相談を受ける方は専門家なので、分かった上でお話をされると思うのですが、相談に行かれる方は、分からない状態で行かれるので、相談に行かれた方に専門用語ではなく、その人に寄り添った対応をしていただけたらいいなと思いました。

(陳委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。接した方のコミュニケーション能力も必要になってきます。

(事務局 篠原)

認知症の方もそうでない方も相談に来られた方について丁寧に説明するのは基本的なところですので、具体的に個別にお伺いして、どういったことなのか確認したいと思います。

(横山委員)

今回追加になっている部分で「居場所」という言葉が何度か出てきていると思うのですが、特に105ページに「身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所を1年で10か所を目標に増やしていきます。」と書いてあります。基本的に居場所づくりに賛成なので、具体的に記載してあってよいという感想なのですが、1年に10か所目標というところ、この計画期間30、31、32年度の3年間で30か所増やすということでしょうか。

(事務局 細井)

居場所づくりにつきましても、国の示す方向性として人口1万人に10か所ということを目標に掲げられております。本市は、人口10万人弱ですので、10年間に100か所ということを目標にしまして、まず30年度からの1年で10か所ということを目指しておりますが、もうすでに今年度、新しい事業として、居場所の事業を始めておりますので、現在5か所目の申請があり、ホームページにも報告させていただいております。

(横山委員)

補助が出て居場所を始めるといのは今流行りということもあって、居場所もどんどんできてきていると思うのですが、何年か経つともともと始めた所がつぶれていくことが多く数が増えていきません。事例を挙げると、宝塚市は1か所の居場所につき、年間200万円ぐらい補助している「きずなの家」事業があるのですが、200万円貰っても居場所の運営が持続していかないこともあります。ただ単に居場所を作るといっても継続とか、うまく機能することは難しいと思うので、補助以外にも具体的に何か書ければいいと思いました。

(事務局 細井)

今ご指摘がありましたように、事業立ち上げに関しましても、これまで計画策定に関わってくださった市民の方からのご意見は、発足時にはお金を出してもらえるが、ランニングコストの支援が少ないというご意見も伺っております。まずは数を増やすということで、当初の2年間は補助を出して、みなさまのご意見を聞きながら、限りある財源のなかでどうしていけばよいかということを検討しています。

(岩本委員)

今横山委員が言われた居場所づくりについて、民生委員も1年に10か所と聞いて嬉しく思いました。1か月に2回通いの場を開催すれば補助が出るという事業がありますが、私たちが普段活動していて、1か月に2回というのは大変きついです。また、場所がなくて困っています。例えば、空き家の活用など場所の確保で支援していただきたいです。

(陳委員長)

拠点をどこに設置するかというのが重要です。

(事務局 細井)

場所を市が準備するというのもご意見いただいたのですが、地域の身近な場所については行政も知らないことが多くて、今回申請していただいた方の中には、ご自宅を開放しておられる方がいます。どこにどういった資源があるかについては112ページに、「地域支え合い推進員を市内5か所に継続配置し、社会福祉協議会、高齢者生活支援センター等と連携しながら、地域の資源やニーズを収集し、本市に必要な社会資源・サービスの開発や担い手の育成を進めます。」とありますが、市内の中学校区を中心に配置しております。地域支え合い推進員と一緒に地域の資源についても情報収集しながら、連携して進めていきたいと思っておりますので、ご協力を賜りたいと思っております。

(陳委員長)

範囲は中学校区になってしまうのですか。もっと小さい範囲になるのですか。

(事務局 細井)

地域支え合い推進員は、各地域包括支援センターの圏域ごとに、東山手、西山手、精道、潮見に配置し、それとは別に全市を見ていただく配置もしています。エリアということにあまり限定せずに、身近なところに作ってくださいと言っております。

(針山委員)

地域支え合い推進員ですが、立ち上がってもなかなか活動が持続できない居場所を支えるための仕組みを作るのが地域支え合い推進員だという自覚はあります。地域支え合い推進員の活動の一環として、市の協議会がまさに機能を担当する場だと思っておりますので、ここは次の計画で何とか頑張りたいと思っております。

(小林委員)

105ページの居場所の目標のところ、具体的な項目が出ているので、すごくいいなと思いました。そもそも全体の構成なのですが、評価委員の評価の仕方が大変難しいだろうと思って、お聞きしていたのですが、評価をするにしてもここで掲げられているものが具体的ではなくて、題目が施策の方向ですから、方向性だけをスローガンみたいな形で掲げられているものが多くて、できたかできていないかを評価するのはすごく難しいと思います。こういった具体目標が掲げられているものは、できたかできていないかはある程度明確になるのでいいと思ったのですが、そうなるこの組み立てそのもので、施策の方向というものが実は前回の計画の継続というのが結構多かったりして、今期の計画の中では、何が位置づけられているのか分かりません。今期の計画の中ではこれだということを、もう少し絞ったほうがいいのではないかと思うところもあります。

例えば「1年で10か所目標を増やしていきます」の前のところだと、「見守り活動を促進します」とありますが、促進したかどうか分かりにくいと思います。「周知・啓発を図ります」では図ったと言われたらそれまでだろうと思います。「緊急対応の充実を図ります」というのは、方向性だといえば確かに反対もないのですが、「できたかできていないか」はとても分かりにくいので、これは今から全体の計画を見直すのは難しいでしょうが、書き方は工夫をしたほうがいいのではないかと感じます。

(原 委員)

以前「目標値を入れてください」と申し上げました。誰が評価するかというと、評価委員が評価するのではないのです。これは市民が評価するのです。

108ページに、認知症サポーター養成事業で、現行計画では、「年1,000人養成します」と書かれています。3年計画だから、3年で3,000人だろうと分かるのですね。今回一步踏み込んで、「これまでの受講者は9,000人」と書かれていますよね。最終的にどのくらい増やす

のか。1万人ですか。2万人ですか。3万人ですか。それはいつまでに、計画の中でそのうちいくつするのか、それが分かれば読む人も具体的に全体像が分かるんですよ。さきほど10か所と出てきたから皆さん意見が言えます。具体的な数値目標がなければ意見が言えません。それを書くかどうかは別にして、それを教えていただきたいと思います。

(事務局 篠原)

認知症サポーター養成事業については、110ページで、今までに9,000人養成したのですが、国が認知症のサポーターをもっと養成していこうと掲げていますので、年1,200人という形で書いています。これは一旦精査させていただきまして、サポーター養成者数についてはもう少し増やす予定にしておりますので、次回の25日にお示ししたいと思います。

ワークショップで出た意見は、108ページ「現状と課題」にあるのですが、「これまでの受講者は9,000人を超えました。さらに認知症に対する理解を深めるため、ステップアップ講座も実施しています」とあります。ただ受講者を増やしてだけでなく、受講した方がどういった形で、その得た知識を活動に活かしていけるか、そこがワークショップで出てきた意見です。社会福祉協議会と、どこまで計画に載せるかということも含めて協議中ですので、25日にお示しします。実際に、小学校・中学校で認知症サポーター養成講座をできる限り実施して、地域で認知症の方を含めた高齢者を支えるというときに、子どもも含めて地域の皆さんで支えるということを考えれば、地域の方が知識を持っていただくということは非常に大事ですし、普及啓発というのは1番のところではあります。認知症サポーターを含めて、事業者と連携して進めていきたいと思っております。

(原 委員)

認知症サポーター養成事業というのは、国ベースの事業なのですか。

(事務局 篠原)

はい。国も目標値を掲げております。

(原 委員)

対象は認知症の方に限定するのですか。違いますよね。要はボランティアなんですよ。

(事務局 篠原)

認知症について正しく知って、サポーターになり、地域で見守りをします。

(原 委員)

ワークショップでもいろんな意味で出ていますが、仲間づくりとか、小さい子どもの協力が大事だとか、一部計画に反映されていますよね。非常にいいことだと思います。そうなればもっと開き直って言いますと、知識を活かしてするというのもあるでしょうし、話し相手になるということもあります。だったら人数を限定する必要はないわけですよ。啓発という意味では市民全員がサポーターになってもよい。前回も話に出ていましたが、窓口が分りにくい。認知症の方に窓口の説明をしたり、困った方がいらっしゃればお手伝いをする、代わりに電話する、教えてあげる。それだって立派な業務内容になりますよね。その辺がこれを見るだけではよく分からない。施策も行政だけでできるわけがないですからね。住民に参加してもらわないと事業は動くわけがない。できるだけ多くの方に参加していただくというひとつの取っ掛かりになると思います。

今度の計画のポイントは一体何なのですか。と言うのは、先ほど改正の説明をお聞きしました。そこでの印象は「国の制度改正に伴う仕組みの改正」、これが柱なのです。あとは地域づくりというのもそうでしょうけど。それもワークショップの意見が一部反映されているところはあります。アンケートの結果がどこに反映されたかという説明がなかったですよ。これは説明不足もあるかもしれませんが、それも踏まえて、第8次計画というのは一体ポイントは何なんだろうというのが今の説明では分かりません。

具体的に言いますと、第7次計画もサブタイトルは、「高齢者がいつまでもいきいきと安心

して暮らせるまち」，これが多分ポリシーなのだろうと思います。今回資料を頂いた中でそれが入っていない。ということは，この第8次計画のポリシーは一体なんなのか，私は分かりません。市民が分かるようにする必要がありますと思います。

(事務局 篠原)

当日資料配布ということで，十分ご説明できていないところがあるかと思えます。本日持ち帰ってお読みいただき，中身の確認をしてご意見をいただきたいと思っております。アンケートがどこに反映されているかというところですが，例えば96ページの下から5行目のところで，「医療・介護連携が進みつつあるが，十分ではない」とか，いわゆる顔が見える関係が必要だということが意見であったら，97ページの下のところ「医療・介護連携の具体的な取組を進めるため三師会等と定期的な交流を実施します」とあるように個別にアンケートの結果も反映しているのですが，説明が難しいですから，なかなか結びつかないというところがあります。具体的におっしゃっていただきましたら，説明させていただきたいと思っております。

(原 委員)

アンケートの結果を計画に載せますよね。結果だけしか載っていません。ですから，施策としてどうなったのかという疑問が出てきます。市への要望があったと思うのですが，それが施策のどこに反映しているか分かりづらい。ワークショップも一緒です。

(陳委員長)

大変貴重な意見だと思います。市民が理解しやすい書き方，市民が読んで理解しないといけません。正しい評価もするべきだと思いますので，そういうことが見えるような書き方ができないか検討をお願いします。小林委員が言われていた継続しているものと，新しくするものについて，分けて見せてほしいというご意見だったのですが，それに関していかがでしょうか。

(事務局 篠原)

目標値を設定することはできると思いますので，次回までに検討します。

(陳委員長)

今回の計画は何を目標にしているのか，より明確になってくるかもしれません。基本目標3，4の説明をお願いします。

(事務局 松本)

第4章（基本目標3，4）について資料説明

(陳委員長)

ただ今の事務局からのご説明についてご質問はございますか。

(事務局 松本)

もしご質問等ないようでしたら，給付適正化計画についてこのように示すのが初めてなので，補足説明をさせていただければと思いますが，よろしいでしょうか。

138ページからの施策1，2，3，4，5につきましては，それぞれ介護給付を適正化するため国が示すメニューの中で市の考える施策になっております。

例えば施策1ですと，要介護認定の適正化というのがございますが，要介護認定につきましては，認定調査員が行う訪問調査と，主治医による主治医意見書をもとに有識者の方々，専門職の方々が審査をして結果を出すという仕組みになっています。芦屋市では，市が囑託職員として雇用している調査員が全体の6割を調査しております。市の調査員が直接調査を行った内容については，審査会に同席する事務職員が全件点検をしておりますが，その中で点検内容については，直に調査員に聞き取りも可能ですし，「こういう内容だったら，こういうチェック項目ではないか」という指導も行いやすいので，高齢者数が増加しましても現在の調査員体制の割合を維持して，6割という数字を保っていければと思っております。遠方の



場合、市外の事業所に委託して調査をしているケースはあるのですが、特記事項と申しまして、調査員がチェック項目以外にも生活の様子等を書く欄があり、こちらとチェック内容が適合しているかの確認や、主治医意見書の内容と大きく乖離していないかの確認を、芦屋市の場合は、市の直接実施分、委託分含めて両方すべてに実施しておりますので、引き続き100%実施していきたいと考えております。

施策2はケアプランの点検です。ケアプランの点検については、今まで、年間何回実施するという回数までは決めておりませんでした。毎年テーマを決め必要な回数実施してきました。それが今回数値目標を立てるということになり、実施回数3回としました。その内容につきましては、この3カ年で全てのケアプランを作っていただく事業所になります。居宅介護支援事業所について点検を行うことであつたり、国も力を入れておりまして、請求を通す国保連から要チェックな事業所ということでリストをいただいておりますので、そのリストについては、施策4のところで全て点検をして、必要に応じてケアプランの点検をしようと思っております。また芦屋市では福祉用具購入・貸与、住宅改修について、すべて保健師、介護支援専門員、住環境コーディネーター等の資格のある専門職で書類審査をしておりますので、それを継続実施し、必要がある場合にはケアプラン点検に流していきたいと考えております。

施策3の住宅改修等の点検につきましては、住宅改修を利用したいという時に、見積書、図面、写真、計画をつくるケアマネジャーが作成した理由書等について、保健師等の専門職がすべて確認し、必要に応じて電話協議で内容についての確認を行います。

施策4では、国保連から毎月提供されるデータがありますので、毎月分すべて確認しています。

施策5は介護給付費通知についてです。利用者に年1回通知を送り、この通知を見ることで、自分が支払っている利用料総額を把握していただきます。また事業所に対しても利用者に通知が年1回送られるということで、不正な請求に対する抑止力になると考えおります。以上、給付適正化計画について説明させていただきました。

(宮崎副委員長)

計画策定のときに予算があまりついてこないのですが、財政がついてこないと実現が難しいことはたくさんあります。介護事業者の方、介護員の方がものすごく不足しているなかでやりくりされていて、そこに業務が増えると、給料が少ないために離職する人も多いし、困っている感じは受けるのですが、手当てはここに書き込めないのですか。予算が実際あるかどうかということと、予算がないとどこまでいっても、絵に描いた餅にしかならないので、どうなのでしょう。

(事務局 松本)

介護人材の確保については、市としても非常に大きな問題と考えております。アンケートにも必要な施策として、施設サービスの充実をあげていただいていたかと思えます。本計画でも特別養護老人ホームを整備しようと考えていたところで、今も公募は続けているのですが、応募がない状況でして、芦屋市に土地がないというのが最大の原因だと考えていました。ところが市内の事業者にお話を聞きましたら、職員の人材不足が一番の大きな課題だとお聞きしましたので、その後施設長会議や事業者連絡会の関係者とお話しする中で、一緒に人材確保に向けた取り組みに向けて協議をしています。

(宮崎副委員長)

給与面が変わらず、施設の方はみんな困っています。

(事務局 松本)

給与面については、保険料に直に反映されますので、市独自で給与の手立てをするのは難しいです。

(宮崎副委員長)

居場所 10 か所にしても財源がきちっとあれば安定して動かせるというのが分かるのですが、財源がないところでプランを作り、目標を立てても、実際にできないということになります。

(佐野委員)

地域密着型サービスには、市町村独自加算という方法があります。今近隣を調べてはいるのですが、地域によると事業者同士が連絡会や勉強会をする条件を満たすと、市町村独自の加算がつけられるようになっていきます。芦屋市では今のところないという状況ですが、どこもやっていないわけではないことを考えると、方策とすれば、選択肢としてはあるはずだと思います。

(事務局 松本)

利用料についても、上げてしまうとそのまま保険料に跳ね返ってきますので、必要なサービスの公募に対して手が挙がらない状況が続く場合には、事業所と相談しながら慎重に検討していきたいと思っています。

(小林委員)

どうしてもこの計画が、介護保険事業計画と高齢者福祉計画が、混ざっているところの悪いところ、悪いところがあると思っています。今のお答えというのは殆ど介護保険の枠組みの話で、一般施策というか、介護保険の枠組み外のところで何か必要性があるのであれば、そこに出そうという余裕があるのかどうか分かりません。介護保険の中では無理だという話で、入ってきている部分があったり、生活支援コーディネーターの話も、その部分は生活支援コーディネーターが地域づくりもしますということでした。介護保険の枠組みの中でどうにかそこを当てていっている、いわゆる福祉施策を当てていっているように聞こえます。介護保険財源が限られているとか、地域支援事業のことでこれができないというのであれば、他の捻出方法はないのか、というのは、この中でも振り分けていただかないと、全部があたかも介護保険でしているかのように聞こえるのですが、それだけではないはずなので、その整理もいるのではないかと感じています。

(事務局 篠原)

全ての施策が入っておりますので、分かりにくいと思います。基本目標 3 と 4 は介護保険の財源中心にした施策になっています。基本目標 1 と 2 については一部介護保険制度のなかの地域支援事業であったり、バス運賃助成事業や老人クラブへの補助金といった一般施策等であり、財源はそれぞれで違う構成にはなっております。介護保険の事業所の方々の処遇改善についてですが、市独自の加算は保険料が上がることになり、給付費を上げれば職員の給与が上がるかどうかも含めて検討を慎重にしていけないと思います。

一般施策のほうも市の財源というのは、限りがあるものですから、スクラップ・アンド・ビルドなり、見直しなりできっちり作っていかないといけないと思います。ご意見としていただいて、今後、毎年事業計画の見直しはしますので、その中で検討していきます。

(佐野委員)

緊急一時保護事業については 27 年度、28 年度、29 年度、実績ゼロですね。でも予算はとっています。一般施策のほうでも、家族支援の分とか、いろいろたくさんあります。実は使えそうなサービスの施策はたくさんあると思うのですが、そういった実績も見ないといけないと思います。

(事務局 篠原)

112 ページに 26 年度、27 年度、28 年度の生活支援サービスの実績について記載しております。利用が少ない事業も、補助が付いているものもあれば、一般財源だけで行っている事業など、それぞれ制度によって違ってきますが、このような状況になっています。

(佐野委員)

緊急一時保護事業は、ここではないのですね。

(事務局 篠原)

緊急一時保護事業はあくまでも、いわゆる介護保険の横出し事業になりますので、結果として使わなければ、その分を保険料に戻しますので、次期の保険料が下がることとなります。使う分は予算化しておいて、使った分については保険料に影響するということです。

(針山委員)

「定期巡回」「小規模多機能」のニーズ増大に関連して、県の保健医療計画に基づいて、医療依存度の高い人が急増すると思いますが、説明は次回ですか。

(事務局 篠原)

具体的な細かい数字をこの場でお示しするかどうかは難しいですが、25日に一定の説明はしたいと思います。県の医療計画の中で慢性期病棟の方々について、地域へ移行してくる方の人数は、県から数値をいただいております。その方が在宅医療となるのか、施設サービス等を利用するのか。サービスを利用するようになった場合に、現在の利用の方も合わせて市として、平成37年度までに「これくらいの施設数を整備する必要がある」という数値は県からいただいております。それを37年度までにどう整備していくか、施設を建てるのか、「定期巡回」や「小規模多機能」などの施設で代替するのかについて、現段階の案を次回説明させていただきます。ただ、施設を作るということになると、1か所作るとその分費用が上がり、保険料も上がりますので、最終的には保険料も含めて、お示しできるのは最後の1月の策定委員会になります。その時には確定した状況で説明ができると思っておりますが、次回ご意見を伺いたいと思います。

(陳委員長)

最後にアドバイザー代理の石塚様、ご意見ありましたらお願いします。

(石塚アドバイザー代理)

できることがあれば、協力していきたいと考えていますので、ご意見いただきたいと思います。

(陳委員長)

ありがとうございました。他に事務局から何かございますか。

(事務局 篠原)

今回当日配布になりました資料につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、お配りした用紙でFAXをいただいても結構ですし、事務局にお電話をいただいても結構です。計画の一部が空欄になっているところもありましたので、今日いただいた意見も含めて反映させて、10月25日にお示したいと考えております。アンケート調査報告書もまとまってまいりましたので、冊子として印刷する予定にしています。これもあわせて10月10日までにご意見等ございましたら、いただけたらと思います。なければ、アンケート調査報告書については印刷してホームページに掲載し、公表を進めたいと思います。次回10月25日には、4章まですべてお示し、ご意見をいただきたいと思います。宜しく申し上げます。

(陳委員長)

これで本日の議事を終了いたします。

以上